福島駅東口地区第一種市街地再開発事業における連携協定書

福島市（以下「甲」という。）、福島駅東口地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「丙」という。）は、福島駅東口地区第一種市街地再開発事業（以下「当事業」という。）に関し、本「福島駅東口地区第一種市街地再開発事業における連携協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が緊密に連携し、当事業で整備するエリア（以下「再開発エリア」という。）全体の価値を最大化することを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）公共エリアと民間エリアが併存する複合棟全体における滞在性・回遊性の向上に関すること

（２）次世代文教都市の拠点に相応しい再開発エリアの全体感の統一に関すること

（３）データ等を活用したまちなかの人流分析及び創出に関すること

2　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、共創して実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3　甲、乙及び丙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4　甲、乙及び丙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果及び今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙又は丙のいずれかから書面による解約の申し出がない場合は、更に有効期間を１年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（変更及び解除）

第４条　甲、乙及び丙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙協議の上、本協定の変更又は解除を行うか否かを決定するものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第５条　甲、乙及び丙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2　甲、乙及び丙は、他の当事者に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（１）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

（２）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（３）その他前２号に類似するいかなる行為

3　甲、乙及び丙は、他の当事者が第１項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該当事者に対して何らの通知をすることなく直ちに当該当事者との間における本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第６条　甲、乙及び丙は、本協定の締結及び協力の検討並びに実施において知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承認を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2　甲、乙及び丙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項の定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項、又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名又は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年１１月２日

甲　福島県福島市五老内町３番１号
福島市長

乙　福島県福島市大町７番25号　アクティ大町ビル
福島駅東口地区市街地再開発組合
理事長

丙　大阪府枚方市岡東町12番２号
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代表取締役